

注：● は、新たに追加したものを示す。

# 紛争処理事例の内容別一覧

## 1 接続の諾否に関する紛争

○ 中継光ファイバとの接続に関する紛争

<あっせん事例>

事件	申請者		申請内容	結果
	相手方			
平成14年(争)第5号 H14.2.13 申請 H14.3.6 終了	彩ネット(株)	NTT 東日本	彩ネット(株)による東日本電信電話(株)の中継光ファイバとの接続	終結 (合意により解決)
平成16年(争)第3号~4号 H16.8.31 申請 H16.11.1 終了	ソフトバンクBB(株)	NTT 東日本 NTT 西日本	ソフトバンクBB(株)による東日本電信電話(株)及び西日本電信電話(株)の中継光ファイバとの接続	終結 (合意により解決)
● 平成21年(争)第1号 H21.9.15 申請 H22.1.21 終了	関西ブロードバンド(株)	NTT西日本	関西ブロードバンド(株)による西日本電信電話(株)の中継光ファイバとの接続	終結 (合意により解決)

○ MNOの接続拒否に関する紛争

<あっせん事例>

● 平成21年(争)第3号 H21.12.28 申請 H22.1.15 終了	生活文化センター(株)	生活文化センター(株)による(株)NTTドコモとのレイヤ2等での接続	あっせん不実行
	(株)NTTドコモ		

## 2 接続料及び網改造料に関する紛争

○ 接続料の水準等に関する紛争

<仲裁事例>

事件	申請者		申請内容	結果
	相手方			
平成16年(争)第1号~2号 H16.4.2 申請 H16.4.27 仲裁不実行通知	NTT 東日本 NTT 西日本	平成電電(株)	東日本電信電話(株)及び西日本電信電話(株)による法人向けIP電話網と平成電電(株)電話網との接続条件(接続料等)	仲裁不実行 (参考)本件終了後の状況 あっせん申請(申請取下げ(合意により解決))

<あっせん事例>

事件	申請者 相手方		申請内容	結果
	平成16年(争) 第5号~6号 H16.12.17 申請 H17.2.22 終了	NTT 東日本 NTT 西日本		
平成18年(争) 第1号~14号 H18.8.9 申請 H19.3.27 終了		A社等各社 B社	A社等各社によるB社との 接続に関する網使用料の 費用負担	申請取下げ (合意に至らず)

○ 事業者間精算の方法（請求先）に関する紛争

<あっせん事例>

事件	申請者 相手方		申請内容	結果
	平成14年(争) 第9号~23号 H14.7.4 申請 H14.7.23 終了	A社		
B社等各社				

○ 機能の利用終了後における網改造料の支払い義務の有無に関する紛争

<あっせん事例>

事件	申請者 相手方		申請内容	結果
	平成14年(争) 第6号 H14.2.25 申請 H14.3.12 終了	彩ネット(株)		
NTT 東日本				

○ 債権保全措置に関する紛争

<あっせん事例>

平成21年(争) 第2号 H21.10.27 申請 H22.1.14 終了	(有)ナインレイ ヤーズ	(有)ナインレイヤーズによる 西日本電信電話(株)との接 続に係る債権保全措置の 要否	申請取下げ (合意により解決)
	NTT西日本		



○ 直収発携帯着の利用者料金設定権の所在に関する紛争

< 答申事例 >

答申日等	事例の概要等
平成14年11月5日 電委第115号 H14.7.18 申請 H14.9.20 諮問 H14.11.5 答申	平成電電株による、NTTドコモ等携帯電話事業者に対する直収発携帯着の利用者料金の設定に関する裁定 (参考)本答申に関連した措置 <b>総務大臣に対する勧告</b>

< 勧告 >

発出日等	概要等
平成14年11月5日 電委第115号	接続における適正な料金設定が行い得る仕組みの整備の勧告 (参考)本勧告の関連事例 平成電電株による、NTTドコモ等携帯電話事業者に対する利用者料金の設定に関する細目に係る裁定

○ MNO・MVNO接続における利用者料金設定権の所在、接続料の帯域幅課金等に関する紛争

< 諮問事例 >

答申日等	事例の概要等
平成19年11月22日 電委第69号 H19.9.21 諮問 H19.11.22 答申	日本通信(株)の(株)NTTドコモとの相互接続によるMVNO事業に関する裁定 (参考)本答申に関連した措置 <b>総務大臣に対する勧告</b>

< 勧告 >

発出日等	概要等
平成19年11月22日 電委第69号	接続料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する措置の勧告 (参考)本勧告の関連事例 日本通信(株)の(株)NTTドコモとの相互接続によるMVNO事業に関する裁定

### 3 接続のための工事・網改造等に関する紛争

#### ○ 接続のための自前工事の拒否に関する紛争

<あっせん事例>

事件	申請者 相手方	申請内容	結果
	平成14年(争) 第2号 H14.2.12 申請 H14.4.9 終了		
平成14年(争) 第3号 H14.2.12 申請 H14.2.26 終了	イー・アクセ ス(株)  NTT 西日本	イー・アクセス(株)による西日 本電信電話(株)のコロケーシ ョンスペース、電源及びMD Fの利用等	終結 (合意により解決)

<仲裁事例>

事件	申請者 相手方	申請内容	結果
	平成15年(争) 第1号 H15.2.14 申請 H15.2.21 仲裁 不実行通知		

<答申事例>

答申日等	事例の概要等
平成15年8月20日 電委第57号 H15.5.16 申立 H15.7.16 諮問 H15.8.20 答申	ソフトバンク BB(株)による、DSLサービス提供のための西日本電信電 話(株)との接続に関する接続協議再開命令 (参考)本答申前の経緯 あっせん申請(あっせん打切り) 仲裁申請(仲裁不実行)

#### ○ 工事の早期実施に関する紛争

<あっせん事例>

事件	申請者 相手方	申請内容	結果
	平成14年(争) 第7号～8号 H14.4.30 申請 H14.5.10 終了		

## ○ 網改造の拒否に関する紛争

<あっせん事例>

事件	申請者 相手方	申請内容	結果
	平成17年(争) 第2号~3号 H17.7.8 申請 H17.10.4 終了		

## ○ 接続のための工事等の条件に関する紛争

<あっせん事例>

事件	申請者 相手方	申請内容	結果
	平成19年(争) 第1号~2号 H19.3.23 申請 H19.4.5 終了		

## 4 コロケーション等に関する紛争

### ○ コロケーションを行わない事業者への接続拒否に関する紛争

<あっせん事例>

事件	申請者 相手方	申請内容	結果
	平成13年(争) 第1号 H13.12.27 申請 H14.1.25 終了		

### ○ コロケーションスペース・電源・MDF等の利用拒否に関する紛争

<あっせん事例>

事件	申請者 相手方	申請内容	結果
	平成14年(争) 第1号 H14.2.1 申請 H14.2.14 終了		
平成14年(争) 第4号 H14.2.13 申請 H14.4.2 終了	イー・アクセス㈱ NTT 西日本	イー・アクセス㈱による西日本電信電話㈱のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用	終結 (合意により解決)

< 勧告 >

発出日等	概要等
平成14年2月26日 電委第32号	コロケーションのルール改善に向けた勧告 (参考)本勧告の関連事例 イー・アクセス㈱によるNTT東日本のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用に係るあっせん申請(終結(合意により解決))

○ MDF利用申込みに対する回答の早期化に関する紛争

< あっせん事例 >

事件	申請者 相手方	申請内容	結果
	平成15年(争) 第2号 H15.6.11 申請 H15.6.25 終了		

**5 契約締結の媒介その他の業務委託に関する紛争**

○ 契約の受付業務の打切りに関する紛争

< あっせん事例 >

事件	申請者 相手方	申請内容	結果
	平成17年(争) 第1号 H17.4.14 申請 H17.5.13 終了		

**6 土地等の使用に関する紛争**

○ 土地等の使用に関する紛争

< 答申事例 >

答申日等	事例の概要等
平成14年7月30日 電委第95号 H14.3.19 申請 H14.6.17 諮問 H14.7.30 答申	モバイルインターネットサービス㈱による、無線 LAN サービスの役務 提供のための JR東日本㈱の土地等の使用に関する協議認可

## 7 その他

- 届出料金を下回る料金での役務提供に関する事例（業務改善命令）  
＜答申事例＞

答申日等	事例の概要等
平成14年4月19日 電委第60号 H14.4.18 諮問 H14.4.19 答申	KDDI(株)による、子会社である第二種電気通信事業者を通じた、地方公共団体に対する届出料金を下回る料金での電気通信役務の提供に対する業務改善命令
平成16年2月4日 電委第8号 H16.1.29 諮問 H16.2.4 答申	KDDI(株)による、子会社である KCOM(株)を通じた、地方公共団体に対する届出料金を下回る料金での電気通信役務の提供に対する業務改善命令

- 他の電気通信事業者等に関する情報の取扱いに関する事例（業務改善命令）  
＜答申事例＞

答申日等	事例の概要等
平成22年2月4日 電委第19号 H22.1.28 諮問 H22.2.4 答申	西日本電信電話(株)に対する他の電気通信事業者等に関する情報の取扱いについての業務改善命令

(注) 実際の紛争は、内容が複雑に絡み合っており、以上の分類は厳密なものではない。